

# 建設緑政局事業予定地等有効活用検討委員会設置要領

平成 26 年 9 月 1 日  
26川建計企第 78 号  
建設緑政局長決裁

## (目的及び設置)

第 1 条 建設緑政局の施行する公共事業に伴う事業予定地等の有効活用に関する諸課題を専門的に検討し、より効率的な事業の執行を図るため、「建設緑政局事業予定地等有効活用検討委員会」（以下「委員会」という）を設置する。

## (用語の定義)

第 2 条 この要領において「事業予定地」とは、建設緑政局において施行する次に掲げる事業に伴って、権原（当該土地を事業の敷地として正当ならしめる法律上の原因であって、具体的には当該土地についての所有権等の権利を意味し、単なる同意もしくは起工承諾は含まない。）を取得した土地をいう。

- (1) 道路事業
- (2) 街路事業
- (3) 河川事業
- (4) 緑政事業
- (5) その他建設緑政局で施行する上記以外の事業

## (部会の所掌事務)

第 3 条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 建設緑政局が所管する公共事業に伴う事業予定地等の有効活用に関すること。
- (2) その他第 1 条の目的を達成するために必要な事項に関すること。
- (3) その他第 2 条で定める以外の土地で、委員長が、必要があると認めるもの。

## (組織)

第 4 条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は建設緑政局総務部企画課計画調整担当課長をもって充てる。

## (委員)

第 5 条 委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 広域道路整備室担当課長
- (2) 緑政部みどりの企画管理課長
- (3) 緑政部みどりの保全整備課長
- (4) 道路管理部路政課長

- (5) 道路管理部管理課長
- (6) 道路管理部用地調整課長
- (7) 道路河川整備部道路整備課長
- (8) 道路河川整備部道路施設課長
- (9) 道路河川整備部河川課長
- (10) 道路河川整備部公共用地課長
- (11) 道路河川整備部南部都市基盤整備事務所長
- (12) 道路河川整備部北部都市基盤整備事務所長

(会議)

第6条 委員会は、必要に応じて委員長がこれを召集する。

- 2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員のうち、あらかじめ委員長が指定した者がその職務を代理する。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に関係者の出席を求めることができる。
- 5 委員長は、緊急に審議する必要があるなど委員会に召集する時間的余裕がないと認めるときは、各委員の意見を徴することにより委員会の会議に代えることができる。

(作業部会)

第7条 委員会の審議を迅速かつ円滑に図るため、委員会に作業部会を置く。

- 2 作業部会は、委員会に付議する事案について審議し、その結果を委員会に報告する。
- 3 作業部会は、委員会を構成する組織の係長により構成する。
- 4 委員長は、作業部会員全員の出席を要しないと認めたときは、関係作業部会員のみを招集して作業部会を開催することができる。

(付議)

第8条 委員会に付議したい事案のある者は、委員長にその資料を提出するものとする。

(事務局)

第9条 委員会、作業部会の庶務を処理するため、事務局を建設緑政局総務部企画課計画調整担当に置く。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等について必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要綱は、平成26年9月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。